

建設工事等の契約に関する入札参加停止措置一覧（令和7年4月25日現在）				
商号又は名称	所在地	期間	措置要件	事案内容
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	令和7年4月8日から 令和7年5月7日まで	建設業法違反	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したほか、主任技術者等として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業法第28条第3項に基づく監督処分（営業停止）を受けたため。このことは、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱第2条別表第2の措置要件第5号（建設業法違反）に該当する。入札参加停止期間については、1か月とする。
パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上1-1-2	令和7年4月8日から 令和7年5月7日まで	建設業法違反	当該業者は、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業法第28条第3項に基づく監督処分（営業停止）を受けたため。このことは、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱第2条別表第2の措置要件第5号（建設業法違反）に該当する。入札参加停止期間については、1か月とする。
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年4月25日から 令和7年8月24日まで	独占禁止法違反行為	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。このことは、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱第2条別表第2の措置要件第3号（独占禁止法違反行為）に該当する。入札参加停止期間については、4か月とする。